

岡山大学法科大学院における模擬当事者ボランティア公募のご案内

岡山大学法科大学院助教授 榎本康浩

1 岡山大学大学院法務研究科（法科大学院）では、理論と実務との架橋教育の仕上げの位置づけを占める実務実習（臨床）教育科目（「ロイヤリング・クリニック」「模擬裁判・エクスターンシップ」）に力を入れているところ、いずれの科目においても、学生は、実際の案件等に触れる機会をもつ前に、法律相談や裁判等の模擬体験（シミュレーション教育）を履修することになります。具体的には、①「ロイヤリング・クリニック」科目においては実際に法律相談をおこなうクリニックを実施する前におこなわれる模擬法律相談・模擬交渉等の「ロールプレイ」が、②「模擬裁判・エクスターンシップ」では「模擬裁判」が、かかるシミュレーション教育に該ります。

そして、これらシミュレーション教育の実施にあたっては、学生らを前にして、①ロールプレイにおける相談者、相手方、調停当事者（申立人・相手方本人）、被疑者、②模擬裁判科目における訴訟当事者（原告・被告本人）、証人等関係者の、各役柄を演じていただく模擬当事者が不可欠となります。

2 そこで、近年医学教育において公募によるボランティアの「模擬患者」が活用されているのに倣って、岡山大学法科大学院では、模擬当事者ボランティアを公募することになりました。なお、この模擬当事者ボランティア制度は、一足先に関西学院大学法科大学院において50人以上の規模で成功裏に実施されているものです。

できるだけ多種多様な教材案件を使用できるようにするため、性別、年齢等、多様な属性の方々からのご応募をお待ちしています。公募に応じていただいた方には、来年3月までに1回90分の講座を3回受講していただき、模擬当事者の役割・演じ方等について会得していただいたうえで、来年4月～7月の間の平日（原則）に適宜、模擬当事者を演じていただくこととなります。

4 ご応募やお問い合わせは、11月17日までに、岡山大学法律相談室（担当者：平井和子）まで、電話（086-251-8412）ないしFAX（086-251-8414）にて賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。